

都内における 福祉避難所の整備状況

<福祉避難所の整備目標数の算出>

1 福祉避難所は、需要の数に合わせた整備が難しい中、できるだけ多く

福祉避難所を整備する数は、想定する避難者数等から算出しているのは5区市町村に止まり、多くは、需要に合わせて整備するよりも、不足が見込まれる中で、協力が得られる施設等に依頼することにより、できるだけ多く確保しようとしている。

「福祉避難所を整備する数をどのように決めているか」を尋ねました。77.6%と8割近くの区市町村は「指定できるところや協力が得られる施設等に依頼して設定」としています。

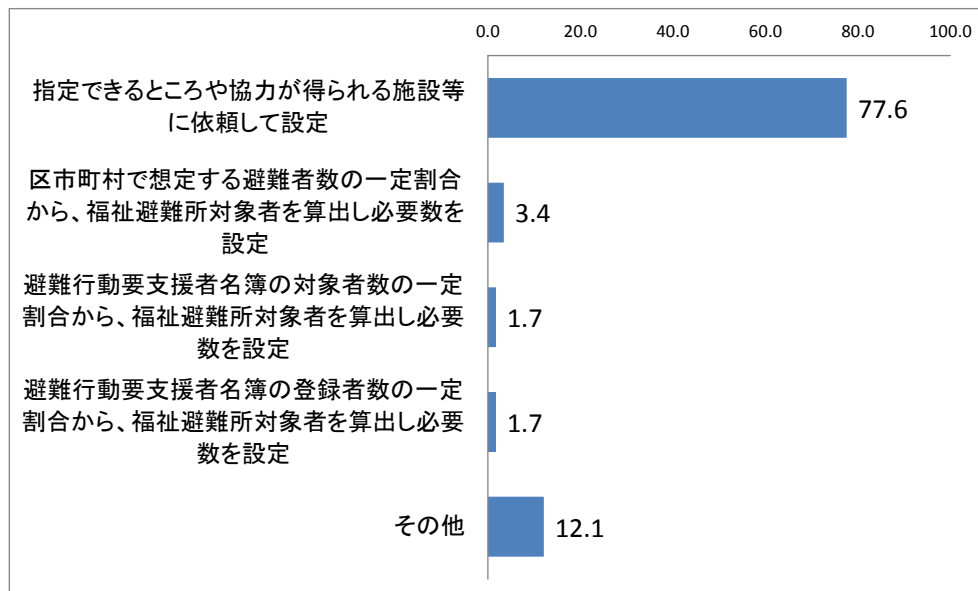
福祉避難所の利用対象者の数を算出した上で整備する数を決めているのは、「その他」で「福祉避難所対象者×避難割合」としている1区市町村を加えると5区市町村にとどまります。

その算出方法は、「想定する避難者数の一定割合」が2区市町村、「避難行動要支援者名簿の対象者数の一定割合」が1区市町村、「避難行動要支援者名簿の登録者数の一定割合」が1区市町村となっています。

「その他」の回答にも「想定する災害が発生した際の避難人口を類推する限り、相当数の不足が見込まれるので、できる限り多く確保する」とする指摘があります。在宅生活を送る要配慮者が多い東京の特性をふまえると、全てを福祉避難所で対応することが難しいことが想定され、「指定できるところ」「協力が得られるところ」に依頼し、少しでも需要に対して供給量を近づけようとする現状があります。このことから、東京においては「福祉避難所」の整備による以外にも減災とともに、あらゆる要配慮者支援対策を検討する必要性がうかがえます。

図8 福祉避難所を整備する数の算出方法

(単位：%)



<福祉避難所の整備状況>

2 設置先は、全体の半数近くは「高齢者福祉施設」

福祉避難所の設置先は、「高齢者福祉施設」が最も多く全体数の半数近く。「障害者福祉施設」が2割、「児童福祉施設」が1割となっている。

平成28年9月1日現在での「福祉避難所」は、回答のあった区市町村で合わせて1,299か所となっており、その半数近くの46.7%は「高齢者福祉施設」に設置が予定されています。

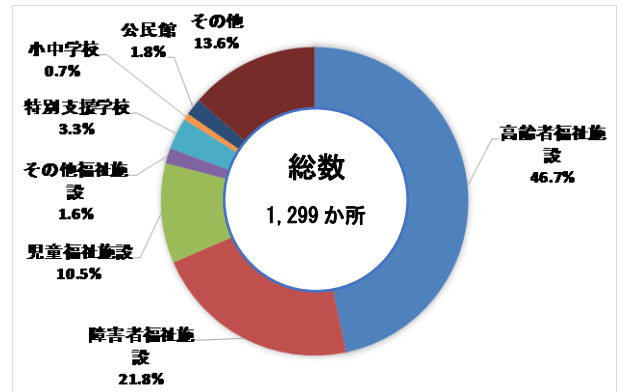
「障害者福祉施設」は21.8%ですが、区市町村内に1～2か所と少ない区市町村から10か所以上の区市町村に分かれ、「高齢者福祉施設」に比べて「障害者福祉施設」は指定等に違いがみられました。

「その他福祉施設」には、「更生福祉施設」「総合福祉センター」などが挙げられています。また、「その他」は、「社会教育会館」「幼稚園」「子ども家庭支援センター」「地域学習センター」「大学」「協定を締結した民間ホテル」「開発総合センター」「診療所」などとなっています。

なお、この調査では、「福祉避難所」は「災害時に自宅や一般避難所での生活が困難な要配慮者のための避難所を指し、指定避難所ではない福祉避難所も含む」として尋ねています。

図9 福祉避難所の設置先

(単位：%)



※本調査では、「福祉避難所」が災害時に自宅や一般避難所での生活が困難な要配慮者のための避難所を指し、指定避難所ではない福祉避難所も含みます。

<対象を特化した福祉避難所>

3 対象者の特性に配慮し、妊産婦・乳幼児、障害種別ごと、発達障害者専用

対象者の特性に配慮し、「高齢者」は高齢者福祉施設、「障害者」は障害者福祉施設とするほか、「妊産婦・乳幼児」向けの福祉避難所の整備が複数の区市町村で見られる。また、知的障害などの障害種別ごとに整備、発達障害者専用の福祉避難所を確保する区市町村もある。

「対象者の属性や障害の特性等に配慮した工夫、対象を特化した福祉避難所の整備状況」を尋ねました。そこでは、以下のように要配慮者の特性に応じた工夫がみられました。

- 大きな区分で高齢者と障害者で福祉避難所を分けている。また、区内の女子大学に『妊産婦・乳児救護所』を整備している（文京区）
- 乳幼児用に保育所を『福祉救援センター』とする（地域防災計画（平成28年修正）で改正予定）（豊島区）
- 妊産婦については、『妊産婦救護所』を設置する（北区）
- 「障害者施設は障害者用、保育所は乳幼児用としている」（立川市）
- ①障害種別に応じた福祉避難所、②発達障害者専用の避難所として市内の私立学校の教室の一部を確保、③高齢者を対象とした福祉避難所、④在宅医療が必要な方を対象とした福祉避難所（国立市）
- 「施設によって、①障がい者、難病者、機能障がいを持つ高齢者用、②乳幼児、妊産婦用、③高齢者用に分けて設置する」（狛江市）
- 「知的障害者専用の福祉避難所を設置」（東大和市）

4 福祉避難所での介護・見守りは、施設または家族介護者

区市町村が担うことが明確な「避難者の調整」「必要な物資の提供」、福祉施設が担うことが明確な「スペースの提供」以外に、「一般避難所から福祉避難所への移送」「福祉避難所における介護・見守り」「介護・福祉等の専門職ボランティアの手配」「食事等の日常生活維持のための支援」は、「現時点で役割分担はしていない」が2～3割の区市町村となっている。「福祉避難所における介護・見守り」は、福祉施設が担う場合と家族介護者等が担う場合の双方が想定されている。

「福祉避難所の設置・運営に関する役割分担」は、表12のように設置から運営までの7つの項目について、以下のような傾向がみられます。

- (1) 7割の区市町村が「受入れ避難者の調整」「必要な物資の手配」は、区市町村が担う。
- (2) 8割の区市町村が「必要なスペースの提供」は、福祉施設が担う。
- (3) 「一般避難所から福祉避難所への移送」は、区市町村または家族等介護者が担う。
- (3) 「福祉避難所における介護・見守り」は、福祉施設または家族等介護者が担い、「福祉施設」が担うと想定している区市町村の方が多い。
- (4) 「現時点で役割分担はしていない」としている区市町村が多いのは、「一般避難所から福祉避難所への移送」「福祉避難所における介護・見守り」「介護・福祉等の専門職ボランティアの手配」「食事等の日常生活維持のための支援」となっている。

表12 福祉避難所の設置・運営に関する区市町村と福祉施設等の役割分担 (単位：％、複数回答)

	全体	区市町村	福祉避難所に位置づけている福祉施設	その他(家族等介護者)	現時点で役割分担はしていない
(1) 福祉避難所の受入れ避難者の調整	100.0	72.4	17.2	0.0	15.5
(2) 福祉避難所の設置に必要なスペースの提供	100.0	10.3	79.3	1.7	10.3
(3) 一般避難所から福祉避難所への移送	100.0	48.3	8.6	27.6	32.8
(4) 福祉避難所における介護・見守り	100.0	17.2	56.9	24.1	25.9
(5) 介護・福祉等の専門職ボランティアの手配	100.0	60.3	6.9	8.6	25.9
(6) 必要となる物資の調達・手配	100.0	77.6	12.1	0.0	13.8
(7) 食事の提供等日常生活維持のための支援	100.0	41.4	41.4	10.3	27.6

<福祉避難所の設置・運営に備えて、あらかじめ行っていること>

5 福祉避難所の設置・運営のための「訓練」「マニュアルづくり」を3割で実施

福祉避難所の設置・運営に備えてあらかじめ行っていることは「訓練」「区市町村独自のマニュアル」づくりが多く、それぞれ3割の区市町村が取り組んでいる。福祉避難所の人的な体制の確保が課題となる中、そのための協定等は1割となっている。

「福祉避難所の設置・運営に備えてあらかじめ行っていること」では、最も多い取組みは「福祉避難所の設置・運営に関する訓練」で32.8%の区市町村となっています。「福祉避難所の設置・運営マニュアル」は、「区市町村独自のものを全体として作成」が29.3%、「個々の福祉施設が作成するのを支援」が20.7%です。

一方、「福祉避難所を運営するための人材確保等の協定を結んでいる」は12.1%です。災害時の要配慮者支援の人的な体制の確保が課題となっています。文京区では、福祉避難所の人材確保、避難者判定方法について検討会（WG）を設置し、検討を行うなどの取組みもみられます。

また、「福祉避難所に位置付けた福祉施設との定期的な情報交換や意見交換の場を設けている」は、17.2%となっています。

図10 福祉避難所の設置・運営に備えてあらかじめ行っていること（単位：％）

